

学納金返還請求事件（最判平成 18 年 11 月 27 日）

（民集 60 卷 9 号 3597 ページ、判例時報 1958 号 24 ページ等参照）

1. 事案の概要

被告（以下「被告大学」という。）は、Y 大学（以下「被告 Y 1 大学」という。）及び Y 女子大学（以下「被告 Y 2 女子大学」という。）を設置する学校法人である。

被告 Y 1 大学及び被告 Y 2 女子大学の平成 14 年度入学試験要項等には以下のような記載がある。

- ・合格者は所定の期限までに第 1 次手続及び第 2 次手続を完了しなければ入学資格を失う。
- ・いったん納付された学生納付金は、いかなる事情があっても返還しない。

さらに、被告 Y 2 女子大学の平成 14 年度入学試験要項等には、以下のような記載がある。

- ・合格者は、平成 14 年 3 月 22 日までに住民票記載事項証明書、保証書等を提出すること。
- ・4 月 2 日の入学式の無届欠席の場合は入学資格を失う。

原告 X 1 は、平成 14 年度被告大学工学部を受験し、合格したので、入学金 25 万円、授業料・教育充実費・実験実習料の合計 64 万 5500 円、工学会費・学友会費の合計 4750 円を所定の期限までに支払ったが、4 月 2 日、被告大学に対し、入学を辞退する旨を電話で通知した。

原告 X 2 は、平成 14 年度被告女子大学学芸学部英語英文科を受験し、合格したので、入学金 26 万円、授業料・教育充実費の合計 56 万 1000 円、栄光会費・学生会費の合計 1 万円を所定の期限までに支払ったが、3 月 22 日までに必要書類を提出しなかった。

原告 X 3 は、平成 14 年度被告女子大学学芸学部情報メディア学科を受験し、合格したので、入学金 26 万円、授業料・教育充実費・実験実習費の合計 65 万 3000 円、栄光会費・学生会費の合計 1 万円を所定の期限までに支払ったが、3 月 22 日までに必要書類を提出しなかった。

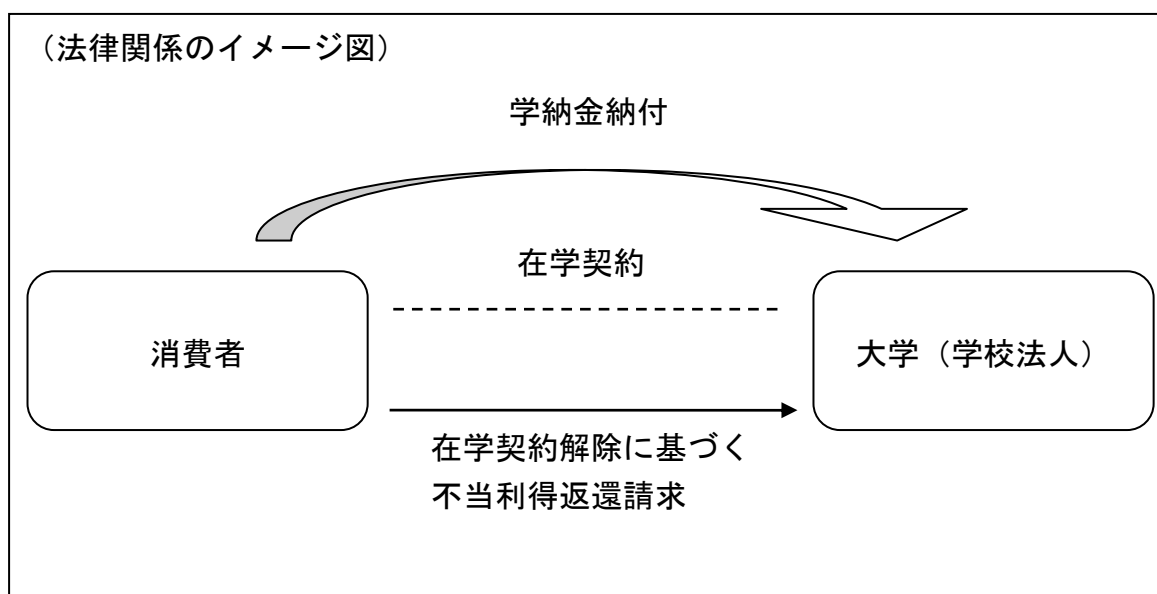
原告 X 4 は、平成 14 年度学芸学部社会システム学科を受験し、合格したので、入学金 26 万円、授業料・教育充実費の合計 56 万 1000 円、栄光会費・学生会費の合計 1 万円を所定の期限までに支払ったが、3 月 22 日までに必要書類を提出しなかった。

原告 X 5 は、平成 14 年度被告女子大学学芸学部英語英文科を受験し、合格し

たので、入学金 26 万円、授業料・教育充実費の合計 56 万 1000 円、栄光会費・学生会費の合計 1 万円を所定の期限までに支払ったが、入学式を欠席した。

原告 X 6 は、平成 14 年度被告女子大学学芸学部情報メディア学科を受験し、合格したので、入学金 26 万円、授業料・教育充実費・実験実習費の合計 65 万 3000 円、栄公会費・学生会費の合計 1 万円を所定の期限までに支払ったが、入学式を欠席した。

原告 X 1 ないし X 3 は、平成 14 年 6 月 7 日、原告 X 4 ないし X 6 は、同年 8 月 28 日、いずれも被告大学に対し、本件学生納付金の返還を請求した。



2. 争点

(1) 共通争点

- ① 在学契約の法的性質
- ② 在学契約の成立時期の考え方
- ③ 在学契約を解除することができるか、解除した場合の学納金の取扱い
- ④ 不返還特約の性質
- ⑤ 在学契約に消費者契約法が適用されるか
- ⑥ 不返還特約の消費者契約法上の効力（消費者契約法第 9 条第 1 号に規定する「平均的な損害の額」を超える部分について不返還を定めていることになるか。）

(2) 個別争点

- ① 在学契約の解除の有無及びその時期
- ※ 特定の年度における特定の大学・学部の入試を受験し合格して、学納金を納入したが、入学を辞退した者であることが必要と考えられる。

3. 裁判所の判断

(1) 総論

①在学契約の性質

⇒有償双務契約としての性質を有する民法上の無名契約

②在学契約の成立時期

⇒学生が要項等に定める入学手続の期間内に学生納付金の納付を含む入学手続を完了することによって、両者の間に在学契約が成立する。もっとも、入学手続完了した者が当該大学の学生の身分を得るのは、入学年度の4月1日である。

③学生納付金の性質

⇒大学が要綱等で入学手続の際に納付が必要と定めている学生納付金は、①入学金、②授業料のほか、③教育充実費など、④学生自治会費などの諸会費等が含まれている。

①の入学金は、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、当該大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものである。

②及び③は一般に在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価である。

④も、一般に学生が大学において教育を受け、あるいは学生の地位にあることに付随して必要となる費用として納付されるもので、その用途が具体的に明示されているにすぎないものである。

④在学契約等の解除

⇒学生は、原則として、いつでも任意に在学契約等を将来に向かって解除することができる。入学辞退の申出は、口頭によるものであっても、有効な在学契約の解除の意思表示と認められる。なお、要項等において、入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす、というような記載がある場合には、学生が入学式を無断で欠席することは、黙示の在学契約解除の意思表示をしたものとみることができる。

⇒学生が入学する日より前に在学契約が解除された場合には、在学契約に基づく給付の対価としての授業料等について返還する義務を負う。同日よりも後に在学契約が解除された場合であっても、前納された授業料等に対応する学期又は学年の途中で在学契約が解除されたものであるときは、いまだ大学が在学契約に基づく給付を提供していない部分に対応する授業料等については、大学が当然にこれを取得し得るものではない。

⇒入学金については、在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負わない。

⑤不返還特約の性質

⇒入学金については、その性質上大学はその返還義務を負うものではないから、不返還特約のうち入学金に関する部分は注意的な定めすぎない。

⇒不返還特約のうち授業料等に関する部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めを有するものである。

⑥在学契約等への消費者契約法の適用

⇒消費者契約法の適用あり。

⑦不返還特約の公序良俗違反該当性

⇒公序良俗に反するものとはいえない。

⑧不返還特約の消費者契約法上の効力

⇒消費者契約法第9条第1号の規定により、違約金等条項は、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」（以下「平均的な損害」という。）を超える部分が無効とされる。

当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する（学生として当該大学の教育を受ける）ことが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべきであり、学生の納付した授業料等及び諸会費等は、原則として、その全額が当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものといわなければならない。

一方、学生による在学契約の解除が、上記時点以後のものであれば、そのような時期における在学契約の解除は、当該大学が入学者を決定するに当たって織り込み済みのものということとはできず、当該大学は、原則として、上記解除により、学生が当該年度に納付すべき授業料等及び諸会費等（ただし、在学契約に基づき大学が給付を提供した部分があるときは、これに対応する分を除く。）に相当する損害を被るものというべきであり、これが上記時期における在学契約の解除に伴い当該大学に生ずべき平均的な損害ということが出来る。したがって、上記時期に在学契約を解除した学生の納付した初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害を超える部分は存しないものというべきである。

一般に、4月1日には、学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までには、

原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるというべきである。

もっとも、要項等において、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」などの記載がされている場合には、「当該大学は、学生の入学の意思の有無を入学式の出欠により最終的に確認し、入学式を無断で欠席した学生については入学しなかったものとして取り扱うこととしており、学生もこのような前提の下に行動しているものということができるから、入学式の日までに在学契約が解除されることや、入学式を無断で欠席することにより学生によって在学契約が黙示に解除されることがあることは、当該大学の予測の範囲内であり、入学式の日翌日に、学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されることになるものというべきであるから、入学式の日までに学生が明示又は黙示に在学契約を解除しても、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべきである。

⑨不返還特約の消費者契約法第10条該当性

⇒第10条に該当しない。

(2)各論

① 原告らの請求のうち、本件入学金の返還を求める部分はいずれも理由がない。

② X1について

X1は平成14年4月2日に本件在学契約を解除したものであり、X1に係る本件不返還特約は全部有効と認められ、被告大学は、同原告に対し、本件授業料等の返還義務を負わない。

③ X2ないしX6について

X2ないしX4については、同原告らが平成14年3月22日までに所要の書類を提出しなかったことをもって在学契約を解除したものであることはできないが、入学式に欠席したものと推認される。また、X5及びX6が上記入学式に欠席しており、X2ないしX6に係る本件在学契約は、いずれも平成14年4月2日に解除された。

したがって、これら原告らに係る本件不返還特約は全部無効であるので、被告大学は、同原告らに対し、本件授業料等を返還する義務を負う。

※工学会、学友会、栄光会、学生会はいずれも権利能力なき社団と認められ、

これらの者のために代理して徴収しているものであり、返還請求は学友会等
に対してなすべきとして、認められていない。

(参考1) 消費者契約法第9条第1号について

(1) 消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 (略)

(2) 規定の趣旨（消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法[第2版]』207頁）

契約条項に基づく事業者による消費者の義務の加重としては、現実には、消費者契約の解除等に伴い高額な損害賠償等を請求することを予定し、消費者に不当な金銭的負担を強いる場合がある。そこで、本条においては、消費者が不当な出えんを強いられるこのとのないよう、事業者が消費者契約において、契約の解除の際又は契約に基づく金銭の支払義務を消費者が遅延した際の損害賠償額の予定又は違約金を定めた場合、その額が一定の限度を超えるときに、その限度を超える部分を無効とすることとしたもの。

(3) 「平均的な損害」の意義（消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法[第2版]』209頁）

「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額という趣旨である。具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値を意味するものである。したがって、この額はあらかじめ消費者契約において算定することが可能なものである。これは、事業者には多数の事案について実際に生じる平均的な損害の賠償を受けさせれば足り、それ以上の賠償の請求を認める必要はないためである。また、この「平均的な損害」は、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、当該業種における業界の水準を指すものではない。

「解除の事由」とは具体的な解除原因を指す。解除に伴う損害賠償額の予定等については、次頁の事例9-1のように、具体的な解除原因によって解

約手数料の額を区分している場合や、事例9-2のように解除の時期により区分している場合がある。また、売買契約の場合には、解除により商品が返品されたか否かで区分している場合がありうる。「当該条項において設定された」とは、解除に伴う損害賠償額の予定等の区分の仕方は、業種や契約の特性により異なるものであるところ、「平均的な損害」であるかどうかの判断は当該条項で定められた区分ごとに判断するとの意味である。ただし、「平均的な損害」の額の算定について、消費者側の「解除の事由」という要素により、事業者が生ずべき損害の額が異なることは、一般には考え難い。

〔事例9-1〕

語学学校等の例

契約後、中途解約を希望される場合、下記の条件および解約理由に設定された解約手数料をいただいたうえで納入された受講料の残額をお返しいたします。

解除理由	解約手数料
本人の転居（転居先に当校がない場合、またあっても遠距離で通学が困難と当社が判断した場合） 本人の疾病・事故等（ただし2カ月以上の入院）の場合	残余受講料の20% （最高限度額2万円）
上記以外の事由の場合で本人からの申出があった場合	残余受講料の20% （最高限度額5万円）

[事例9-2]

標準旅行業約款（主催旅行契約の部）（注）

（旅行者の解除権）

第15条 旅行者はいつでも別表1に定める取消料を当社に支払って主催旅行契約を解除することができます。

（別表1）

区分	取消料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から逆算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日の解除	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

（注）旅行業法第12条の2の規定によると、旅行業者は旅行約款を定め運輸大臣の認可を受けなければならないが、同法第12条の3の規定により運輸大臣が定め公示した標準旅行業約款と同一の約款を定める場合には、認可を受けたものとみなされる。